

令和 2 年度第 2 1 回庁議提案 審議・**報告**・その他

提出 日：令和 3 年 2 月 8 日

担当部・課：復興政策部 SDGs 地域戦略推進室〔内線 4 2 2 3〕

① 件 名												
地域再生計画（宮城県移住支援・マッチング支援・起業支援計画）の変更について												
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）												
<p>【背景】 東京一極集中、地方の担い手不足という現状を鑑みて、若者等が地方へ移住する動きを加速させるため、平成 3 1 年 3 月に宮城県及び県内全市町村が連名で、地域再生計画（移住支援・マッチング支援・起業支援計画）について内閣総理大臣の認定を受け、本事業を実施している。 今般の新型コロナウイルス禍により地方への移住機運の高まりがあることなどを踏まえ、若手人材や専門人材、テレワーカー等が地方創生移住支援事業を活用できるよう国が制度の対象者を拡充したことに伴い、宮城県においても対象者を拡充することとなった。</p> <p>【目的】 宮城県移住支援・起業支援・マッチング支援事業に係る地域再生計画の変更認定を受けることにより、より一層の東京圏から宮城県への U I J ターンによる起業や就業者の創出を図る。</p>												
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性												
<p>【根拠法令】 地域再生法（平成 1 7 年法律第 2 4 号） 地域再生法施行令（平成 1 7 年政令第 1 5 1 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕】 第 6 章 地域の風土に根ざした魅力や資源を守り育てる 第 1 節 地域の風土に根ざした魅力や資源を守り育てる 1 個性ある地域をつくる</p> <p>【〔個別計画との整合性〕】 石巻市まち・ひと・しごと創生総合戦略 基本目標 3 絆と協働の共鳴社会をつくる （イ）地方移住・地元定着の推進</p>												
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）												
<table border="0"> <tr> <td>平成 2 7 年 1 2 月</td> <td>総合戦略策定</td> </tr> <tr> <td>平成 2 8 年 1 2 月</td> <td>総合戦略一部改訂（K P I の見直し等）</td> </tr> <tr> <td>平成 3 1 年 3 月</td> <td>地域再生計画認定</td> </tr> <tr> <td>令和 元年 1 2 月</td> <td>総合戦略一部改訂（令和 2 年度まで 1 年間延長）</td> </tr> <tr> <td>令和 2 年 8 月</td> <td>地域再生計画変更認定（K P I の内訳変更）</td> </tr> <tr> <td>令和 3 年 1 月下旬</td> <td>地域再生計画認定申請書の提出</td> </tr> </table>	平成 2 7 年 1 2 月	総合戦略策定	平成 2 8 年 1 2 月	総合戦略一部改訂（K P I の見直し等）	平成 3 1 年 3 月	地域再生計画認定	令和 元年 1 2 月	総合戦略一部改訂（令和 2 年度まで 1 年間延長）	令和 2 年 8 月	地域再生計画変更認定（K P I の内訳変更）	令和 3 年 1 月下旬	地域再生計画認定申請書の提出
平成 2 7 年 1 2 月	総合戦略策定											
平成 2 8 年 1 2 月	総合戦略一部改訂（K P I の見直し等）											
平成 3 1 年 3 月	地域再生計画認定											
令和 元年 1 2 月	総合戦略一部改訂（令和 2 年度まで 1 年間延長）											
令和 2 年 8 月	地域再生計画変更認定（K P I の内訳変更）											
令和 3 年 1 月下旬	地域再生計画認定申請書の提出											

<p>⑤ 主な内容</p>
<p>1 計画の主な変更内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレワーカー、若手人材、専門人材等が移住支援事業を活用できるよう、対象要件を拡充する。 <p>2 地方創生移住支援事業の対象要件の拡充概要</p> <p>【移住元の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学期間の対象化 東京23区内の大学等へ通学し、23区内の企業へ就職した者については、通学期間も地方創生移住支援事業の移住元としての対象期間に加算可能とする。 <p>【移住先の要件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレワークによる業務継続 東京圏在住の会社員が本人の意思により地方へ移住し、引き続き業務をテレワークで実施する場合について対象とする。 ・専門人材マッチング事業の活用 プロフェッショナル人材事業等を活用し、地域企業へ就業する場合について対象とする。 ・関係人口の市町村特認 移住希望者が、事前に移住希望先の地域や地域の人々と関わりを有し、移住先の市町村が個別に強いつながりがあると認められる場合には、マッチングサイト掲載求人への就業に限られず対象とする。
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】</p> <p>宮城県及び県内全市町村が一体となって本事業に取り組むことにより、県内への移住や起業が促進され、地方の担い手不足の解消に寄与する。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>宮城県内の全市町村が本事業に参画している。</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>令和3年 2月 総合戦略一部改訂（令和3年度まで1年間延長） 3月下旬 地域再生計画の認定見込</p>
<p>⑨ その他</p>